

電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行										
<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 三十九の二 (略)</p> <p><u>三十九の三 「携帯用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、人が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、当該無線設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。</u></p> <p>四十 九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p>		<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 三十九の二</p> <p>四十 九十三</p> <p>2 (略)</p> <p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記号</th> <th rowspan="2">空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主搬送波の変調の型式</td> <td>主搬送波を変調する信号の性質</td> </tr> </tbody> </table>		記号		空中線電力	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記号</th> <th rowspan="2">空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主搬送波の変調の型式</td> <td>主搬送波を変調する信号の性質</td> </tr> </tbody> </table>	記号		空中線電力	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質
記号		空中線電力										
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質											
記号		空中線電力										
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質											

A	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	三	(1) (略) (2) 衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、 携帯用位置指示無線標識 、航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機であつて、伝送情報の型式の記号がXであるものにあつては尖頭電力（px）	(3) (略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)
(具備すべき電波等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものではない。

A	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	三	(1) (略) (2) 衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機であつて、伝送情報の型式の記号がXであるものにあつては尖頭電力（px）	(3) (略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)
(具備すべき電波等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものではない。

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
携帯用位置指示無線標識	A三又電波二二・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz

10 ～ 13 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一・二 (略)

三 船位通報(遭難船舶、遭難航空機若しくは遭難者)の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であつて、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。)に関する通信

四 ～ 十三

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

10 ～ 13 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一・二 (略)

三 船位通報(遭難船舶若しくは遭難航空機)の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であつて、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。)に関する通信

四 ～ 十三

十四 航空移動業務及び海上移動業務の無線局相互間において遭難船舶、~~遭難航空機若しくは遭難者~~の救助若しくは捜索又は航行中の船舶若しくは航空機を強取する事件が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに当該船舶若しくは航空機の旅客等の救助のために行う通信及び当該訓練のための通信

十五〜三十三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
(略)	(略)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 一の項の(九)に掲げる書類(2) (遭難自動通報局 (携帯用位置指示無線標識の みを設置するものを除く。) 及び無線航行移動局の場合に限る。)
(略)	(略)

注

一〜三 (略)

2 (略)

十四 航空移動業務及び海上移動業務の無線局相互間において遭難船舶 ~~若しくは遭難航空機~~の救助若しくは捜索又は航行中の船舶若しくは航空機を強取する事件が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに当該船舶若しくは航空機の旅客等の救助のために行う通信及び当該訓練のための通信

十五〜三十三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
(略)	(略)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 一の項の(九)に掲げる書類(2) (遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)
(略)	(略)

注

一〜三 (略)

2 (略)

3 ~~遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)~~ 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)~~若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)~~に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4 3 9 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 3 8 (略)

九 ~~遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの~~

3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)~~若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)~~に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4 3 9 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 3 8 (略)

に限る。)

十九二十五 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、 携帯用位置指示無線標識 、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
二〇五 (略)	(略)

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやか

十九二十四 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
二〇五 (略)	(略)

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやか

にその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。
い。

- 2 遭難自動通報局 ~~(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)~~、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3・4 (略)

別表第五号 定期検査の実施時期 (第四十一条の四関係)

一〇十 (略)

十一 遭難自動通報局 ~~(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)~~

(1)・(2) (略)

十二〇三十二 (略)

にその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。
い。

- 2 遭難自動通報局、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。
い。

3・4 (略)

別表第五号 定期検査の実施時期 (第四十一条の四関係)

一〇十 (略)

十一 遭難自動通報局

(1)・(2) (略)

十二〇三十二 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。